

常勤役員の報酬等支給基準

制定 平成21年10月

この基準は、役員の報酬のうち常勤の理事及び監事（以下「常勤役員」という。）の報酬等の支給方法等について定める。

1 報酬等

各常勤役員の報酬等は、理事会で承認された範囲内で理事長が定める。

2 報酬等の種類

報酬等の種類は、報酬及び期末手当とする。通勤手当は別に支給する。

3 報酬等の支給方法

- (1) 報酬の支給日は、職員の例に準じる。
- (2) 期末手当の支給日及び基準日等は、職員の例に準じる。
- (3) 通勤手当は職員の例に準じる。

4 その他

この基準に定められていない事項については、必要に応じて理事長がその都度定める。

附 則

この基準は、平成21年11月2日から施行する。